



横浜市業務継続計画（B C P）

【新型インフルエンザ等編】

平成27年4月
横浜市

目 次

| | |
|----------------------|----|
| §はじめに | 1 |
| 1 基本的事項 | 1 |
| 2 想定事態 | 7 |
| 3 実施体制 | 8 |
| 4 感染防止策 | 11 |
| 5 周知 | 12 |
| 6 研修・訓練の実施 | 12 |
| 7 計画の点検・見直し | 13 |
| 参考1：感染防護具の備蓄 | 14 |
| 参考2：業務を継続する際の感染防止策の例 | 14 |
| 参考3：感染防止に必要な防護具と衛生用品 | 15 |
| 別 冊：業務選定表 | |

§ はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

（「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（H26年3月）より抜粋）

本市においては、平成20年度から「横浜市業務継続計画（BCP）【地震編】」（以下「【地震編】」という。）の策定検討に入っていたが、平成21年当時メキシコで発生しパンデミックとなった新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策が急務であった同年8月、「【地震編】」に先駆け、この「横浜市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】」（以下「本計画」という。）を策定した。計画策定にあたっては、副市長を議長とする横浜市新型インフルエンザ対策推進会議にて審議・決定した。

1 基本的事項

1.1 本計画の対象とする感染症

本計画で対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特別措置法」という。）第2条第1号の規定及び、「横浜市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「行動計画」という。）で定める、以下の感染症とする。

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法といふ。）」第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ）
- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響がおおきなもの（発生当初のSARSなど）

1.2 行動計画との関係と本計画の趣旨

市域に係わる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、及び市が実施する措置等については、特別措置法や政府行動計画に基づいて策定された本市行動計画に定めている。

本計画は、新型インフルエンザ等が国内発生し、市内感染期など職員の出勤数の

低下が想定される状況においても、行動計画に定められた対策や措置を滞りなく実施するとともに、市民生活の維持に必要不可欠な業務を混乱なく継続するための体制や手続、また継続・縮小業務等について、あらかじめ定めておくものである。

1.3 本計画の基本方針

- I 新型インフルエンザ等の流行時においても、市民生活の維持に必要不可欠な業務を継続する。
- II 感染拡大の防止、及び職員の罹患による出勤数の低下への対応の観点から、不急の業務を縮小・休止する。
- III 本市の職場・窓口から感染を拡大しないために、職場等での感染防止策を徹底する。

1.4 本計画における業務の考え方

本計画における業務は、基本方針 I 及び II に基づき、次の 3 つに分けられる。

(1) 新型インフルエンザ等の発生により新たに行う業務

対策本部に関する業務や、行動計画に定められた業務（政府が特別措置法に基づく緊急事態宣言（※）を行った場合に生じる業務含む）などであり、これらの業務については、各職場において人員を優先的に割り当てる必要が生じる。

※特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとき、政府は特別措置法第32条第1項に基づき、「緊急事態宣言」を行う。

これにより発生する新たな業務について、市本部において検討、必要に応じて実施する。

<新たに発生する業務>

特定接種、住民接種(特措法46条に基づくもの)、臨時の医療施設開設、水の安定供給、生活関連物資等の価格の安定、埋葬・火葬の特例

(2) 優先して継続する業務

通常業務の中でも、市民生活の維持に必要不可欠な業務については、優先して継続する。

- ・医療・感染症対策業務
- ・消防・救急業務
- ・水道業務

- ・下水処理業務
- ・ごみ収集・焼却業務
- ・斎場業務
- ・交通業務
- ・危機管理業務
- ・本市の重要な意思決定に必要な業務

(3) 縮小・休止業務

市民・職員への感染拡大を防止と、感染による職員出勤数の減少に対応するため、不急の業務を縮小・休止（延期）する

- ア 新型インフルエンザ発生時には、来庁者及び職員等への感染拡大を防止する観点から、不急の業務を可能な限り縮小・休止（延期）することにより、接触機会を抑制することが必要である。
- イ 感染が拡大した場合には、各職場において、職員本人の発症や発症した家族の看病等で、多数の職員が出勤できないことが想定される。

1.5 感染防止策

基本方針Ⅲに基づき、本市の職場・窓口等から感染を拡大しないために、職場等での感染防止策を徹底する。

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に業務を継続するにあたっては、来庁者及び職員等へ感染を拡大させないため、十分な感染防止策を講じることとする。
そのため、人命の安全確保を第一に考えて、感染防止について職員への指導を徹底するほか、来庁者等に対しても感染防止策の順守を要請する。
- イ 職場・窓口等で感染の疑いのある人が発見された場合を想定して、その対処方法を定めておくなど、必要な措置を講じるものとする。

1.6 本計画の適用期間

新型インフルエンザが市内で流行すると想定する期間8週間のうち、原則として流行がピークとなる4～5週間目（2週間）としつつ、市内の感染状況や職員の出勤状況など、状況に応じて柔軟に適用する。

1.7 発生段階ごとの対応

- (1) 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
市本部において発生状況等に関する情報収集に努め、急速に国内で発生する可能性を想定し、各職場等での感染防止策、業務の継続及び縮小・休止の準備を行う。
- (2) 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合

各職場等では感染防止策を開始する。市本部が中心となり、業務の継続及び縮小・休止を開始する時期について検討を行う。

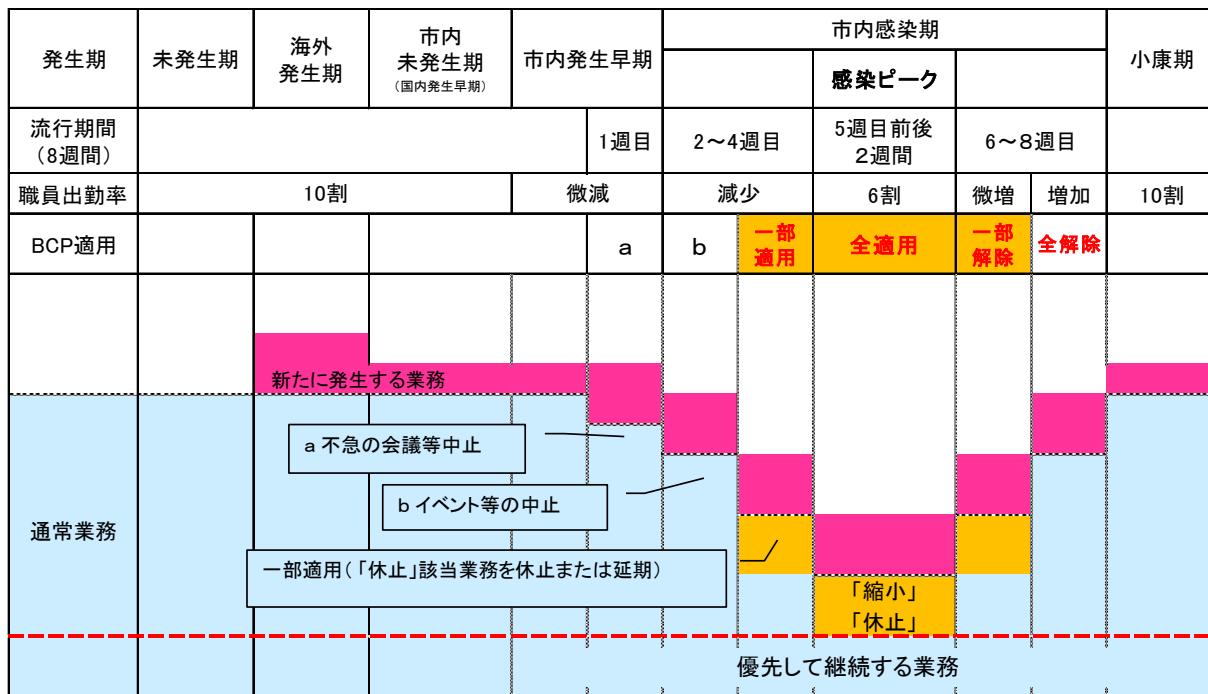
実施時期等については、各地域の感染動向などを踏まえて、横浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市本部」という。）において全庁的に決定する。

また、第2波、第3波と流行が次々に発生した場合、状況に応じて再度の縮小・休止を実施する。

【図表1】発生段階ごとの対応

| | 市本部 | 各区局 |
|-----------------------------------|---|--|
| 未発生期 | | 職員研修や訓練の実施【総務局危機管理室・各区局】、本計画の見直し【総務局危機管理室】 |
| 海外発生期 | 市本部設置 本計画の適用検討開始 | |
| 市内未発生期 (国内発生早期) ～ 市内発生早期 | 情報収集 ・感染・職員出勤数 本計画の適用要領検討 ・適用の時期及びその業務 マスク等（感染防護具）の緊急配送 | 職員・来庁者の感染防止策の実施着手 本計画の適用準備 ・適用時の体制の想定 ・ピーク時の職員配置案など マスク等着用による全職員への感染防止 |
| 市内感染期 | 本計画の適用判断・決定（本部会議） 市本部長が適用を宣言 ・周知 ・運用（感染状況の変化に応じた業務継続・縮小・休止） 【図表2参照】 | |
| 小康期 | 解除（業務再開）の判断 市本部長が解除を宣言 | 体制の復旧 |

【図表2】業務量の推移のイメージ



1.8 適用と解除

本計画の適用及び解除については、市本部において、以下のような要件、手順等に基づき進めるものとする。

(1) 適用要件

新型インフルエンザ等の発生により、市本部が設置されるとともに、市域でのまん延が想定される場合とする。

(2) 適用の権限者

市対策本部長（市長）（以下「市本部長」という。）が決定する。

なお、市本部長に事故があるとき、または市本部長がかけた時は、横浜市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する規程第3条に定める職務代理者である、対策副本部長（副市長、危機管理監）（以下「市副本部長」という）が決定する。

(3) 適用要領

ア 適用に関する継続的検討

- ① 国内発生期（市内未発生期）から本計画の適用要領、特に適用時期及び適用業務について、継続的に検討する。
- ② 国内発生初期段階（市内未発生期）では基本的な考え方を示し、市内感染期が近づくに従い、具体的な適用要領を検討する。

イ 決定までの手順

本計画の適用は、全序的な対応であり、かつ市民サービスに直結することから、次のような検討を行って方針決定する必要がある。

① 連絡調整会議（区の参加が必要）

副局長・副区長等により、具体的適用要領を検討

② 幹部会議

適用要領の方向性を決定

③ 本部会議（区の参加が必要）

市対策本部の意思決定

エ 適用の決定

① 適用条件

市本部長は、市内での感染者の発生状況及び職員の出勤予測等から、本計画を適用する必要があると判断した場合、その時期及び適用する業務を決定する。

② 適用時期等の考え方

原則として、流行ピーク時の約2週間を基準とするが、職員の出勤状況等により、適用時期を前後することがある。（【図表2】参照）

段階的に適用する場合は、原則として、「休止」として抽出している業務から休止又は延期する（【図表2】の①）。その際は【地震編】の業務の考え方を準用するものとする。

③ 適用業務の考え方

原則として、本計画にある優先的継続業務等とするが、職員の出勤状況等により、適用業務を削減し、又は増加することがある。

④ 区の適用に関しては、全区共通とする。

（5）解除

市本部長は、新型インフルエンザ等対策の減少、職員出勤率の向上等により、本計画を適用する必要がなくなった場合、本部会議において適用解除を決定する。

（6）業務の担当

市本部の本部運営チーム（統括・情報班）が本計画に関する業務を担当し、適用方針（案）の作成、区局との調整、本部会議の開催等の事務を処理する。

なお、手続等の詳細については、別途作成する事務マニュアルで定めるものとする。

2 想定事態

2.1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中程度の場合は 0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考としている。

【図表 3】横浜市内の新型インフルエンザ患者数の試算（行動計画 4P より引用）

| | 横浜市 | | 全国 | |
|--------------|-----------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 医療機関を受診する患者数 | 約 38 万人～約 71 万人 | | 約 1,300 万人～約 2,500 万人 | |
| 入院患者数 | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 |
| | ～約 16,000 人 | ～約 61,000 人 | ～約 53 万人 | ～約 200 万人 |
| 死亡者数 | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 |
| | ～約 5,000 人 | ～約 19,000 人 | ～約 17 万人 | ～約 64 万人 |

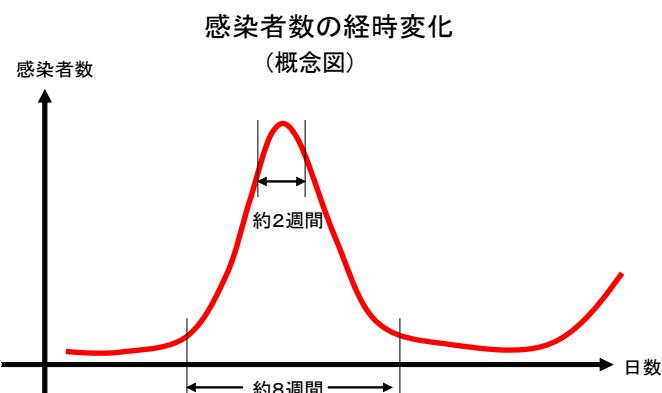
※ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計した。横浜市の数値は平成 25 年 1 月 1 日現在年齢別人口より試算。全国の数値は政府行動計画から引用。

2.2 流行期間

海外で新型インフルエンザが発生し、その後 2～4 週間で国内発生する。その後、首都圏での患者発生から流行が約 8 週間続く。

政府行動計画の被害想定等によると、感染のピーク期間は流行期間の内 2 週間（一日の入院者数が最大になるのは 5 週目）となる。

【図表 4】感染者数の経時変化



なお、流行が終息してから、さらに、第2回目、第3回目と流行が発生することも想定される。

2.3 想定する新型インフルエンザの感染経路

空気感染の可能性は否定できないが、可能性を裏付ける科学的根拠はないため、本計画では、飛沫感染と接触感染を感染経路と想定することとする。ウイルスは、細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入り、生物の細胞の中でのみ増殖することができるもので、環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では、状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

2.4 出勤可能な職員の想定

ピーク時には、職員の出勤率は最大6割に減少する。

感染した職員は、治療のために長期間出勤できなくなり、家族等が感染した場合や患者との濃厚接触者など、感染したおそれのある職員も10日間程度は健康観察のため出勤できなくなる。

2.5 物資の状況

輸入等の縮小や物流の停滞等により、感染防護具等、必要な物資の購入等が難しくなる。

3 実施体制

新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。更に、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

新型インフルエンザ等発生時にも継続することが必要な業務の実施体制については、現時点では、ウイルスの特徴やそれによる被害の正確な予測は難しいことから、有効な対策を考える上で流行規模等の想定を超える事態も、下回る事態もあり得るという事を念頭に置いて対策の検討・準備を行うことが重要である。

（「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（H26年3月）より抜粋）

3.1 平常時の体制

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 平時から、新型インフルエンザ等に関する正しい情報を継続して収集する。

イ　国内外の新型インフルエンザ等に関する情報等を、国、WHO等から入手する。

ウ　流行時において、職員の発症状況や発生国への渡航情報などを確認できる連絡体制を整備する。

(2) 代替意思決定者の指定

各区局においても、意思決定者の発症等に備えて、横浜市事務決裁規程等に基づき、代替意思決定者を定めておく。

(3) 必要な人員等の検証と配置計画の作成

① 人員等の検証

各区局においては、感染ピーク時に職員の出勤率が6割まで落ち込む場合や、長期にわたり多数の職員が出勤できなくなる場合に備えて、業務執行に必要な人員等の検証を行っておく必要がある。また、補助要員等を含む運営体制の検討も必要である。

特に優先的に継続する業務に従事する職員には、免許資格職など特別な知識経験が必要な場合が多く、他部署からの応援職員での対応が困難である。したがって、事前に、本市職員における潜在的免許・資格保有者を把握し、場合により応援職員として活用する。さらに、外部の免許・資格保有者や免許養成課程の学生やボランティア等の活用も検討する。

② 配置計画の作成

①の検証や、本計画で選定した業務（新たに発生する業務、優先的に継続すべき業務、縮小業務）をもとに、課・係単位での必要人員数を想定し、発生時の配置計画をあらかじめ策定しておく必要がある。

(4) 関係部署等との協力・連携体制の構築

業務を継続するうえで不可欠な関係部署・機関、事業者などを確認し、新型インフルエンザ等発生時にも業務が継続できるように、必要な対策について事前に当該部署等と検討しておく。

(5) 感染防護具等の備蓄

感染拡大防止や業務継続のため、サージカルマスクや消毒用アルコール等をあらかじめ備蓄しておく。

現在、総務局危機管理室では、職員用としてサージカルマスク及び消毒用アルコールを一括して購入、管理している。各区役所倉庫で一部保管しているほか、局職員用及び区の追加分も含め、防災備蓄庫や民間倉庫での保管を行っている。（想定される新型インフルエンザの流行期間8週間（56日）分）
(卷末<参考1>に数量等掲載)

(6) 複数災害への想定

新型インフルエンザのまん延時においても、地震等他の災害が発生する恐れがあることから、複数の災害が同時に発生する場合の業務継続の在り方についても、日頃から検討しておく必要がある。

複数災害の発生時において何を最優先して取組んでいくべきか、別途策定している「横浜市業務継続計画【地震編】」と本計画の連動や、防災計画と行動計画との連動などを目的とした、関係部署間の議論や想定訓練などが有効である。

3.2 発生時の体制

(1) 情報収集・連絡体制の整備

発生時には、市内部での情報共有のほか、国、他自治体の関係部署や関係機関・団体等とも積極的に情報収集・提供を行う。

(2) 職員の応援

感染のピーク時には、出勤職員の不足で優先的継続業務の遂行に支障を来すことが考えられるが、原則として区局間の応援は実施せず、区局内で業務応援を実施することとする。

ただし、緊急的に対応しなければならない状況が生じた場合にあっては、必要に応じて区局を超えて職員応援を実施するものとし、その際の応援体制については「横浜市新型インフルエンザ等対策本部運営マニュアル」に基づき、市本部（受援調整チーム）において検討・調整する。

(3) 感染防護具の緊急配送

市本部は、新型インフルエンザの流行期間である8週間における、職員の感染防止策として、市内発生早期への移行を目途に、危機管理室が保管している感染防護具（消毒用アルコール及びサージカルマスク）の緊急出庫・配送の手続きを行う。各区へは業者による搬送とし、各局へは原則として市庁舎での引き渡しを想定している。

なお、消毒用アルコールの緊急配送については、年間の保管契約の中に含まれているが、サージカルマスクについては別途配送契約が必要となる。

(4) 対策に必要な物品の調達

業務を継続する上で必要な物品（全序的に使用するもの）や緊急性を要する物品の調達契約などは、必要に応じて市本部（総務チーム）で一括して行う。

4 感染防止策

4.1 職場等で実施すべき感染防止策

執務室、窓口、待合所等において、以下の事項を参考に対策を講じるものとする。（具体的な感染防止策の例を巻末の＜参考2＞に示す。）

- (1) 窓口等では、マスク等を着用し、業務にあたる。

※市内感染期においては、市本部から配布されるマスクを着用することとする。区局は流行期間8週間分（1枚／日）を一括して職員へ渡すものとし、職員は通勤時もマスクを着用する。

- (2) 発熱などの症状のある人の入室を禁止する旨の掲示を実施する。
- (3) 不特定多数が集まる場所は、原則設けない。やむを得ず設置する場合は、人が分散する工夫をすること。また、来庁者にもマスクの着用等を要請する。
- (4) 庁舎外から入庁する際は、手指消毒剤による消毒を実施する。

4.2 感染可能性のある職員、来庁者等への対応

職場で感染した可能性がある職員、来庁者等が発見された場合について、各職場等において、以下の事項を参考に対策を講じるものとする。

- (1) 対応者を決める

職場で感染の疑いのある人が発見された場合に備え、あらかじめ区局で対応者を決めておき、その者のみがマスク等感染防護具（※）の着用の上、対応する。

※巻末＜参考3＞②もしくは③の防護具。③については、区及び健康福祉局で保管している防護具を活用するほか、不足した場合など新規購入については、個々の職場での購入等は手続きが煩雑であることから、市本部の統括情報班で一括して手配を行う必要がある。

- (2) 訓練の実施

上記対応について日ごろから訓練を行い習熟しておく。

4.3 ワクチンの投与（特定接種）

新型インフルエンザの感染防止については、ワクチン（パンデミック・プレパンデミックワクチン）の接種が有効であり、特措法第28条に基づく政府対策本部の決定に従い、次に示す職員に対し、優先的にこれらの接種を実施する。

なお、実施にあたっては、保健所等と協議する。

【特定接種対象者と順位】

下記の順位を基本的な考え方としつつ、政府の基本的対処方針に基づき実施する。

- (1) 医療関係者

医療・感染症対策業務

- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - 消防・救急業務
 - 水道業務
 - 下水処理業務
 - ごみ収集・焼却業務
 - 斎場業務
 - 交通業務
 - 危機管理業務
 - 本市の重要な意思決定に必要な業務
 - などの優先的に継続する業務に従事する職員。
- (3) 福祉関係者
 - 福祉系業務

4.4 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与（濃厚接触者等）

業務上、感染者と濃厚接触した場合など感染リスクが高い場合、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）の予防投与について保健所等の判断により実施する。

5 周知

感染防止策、継続する業務及び縮小・休止する業務の内容などについて、職員及び市民等にあらかじめ周知し、理解と協力を求める。

6 研修・訓練の実施

新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画を円滑に実行できるように、研修・訓練を実施する。

6.1 各区局における訓練

- (1) 新型インフルエンザ等の基礎知識、職場での感染防止策の内容、本人や家族が発症した場合の対応等について、職員に研修を実施する。
- (2) 職場内で発症者がいる場合の対応訓練（連絡体制、職場の消毒等）を実施する。
- (3) 業務を継続する体制への移行訓練を行う。

6.2 市対策本部訓練

市対策本部において新型インフルエンザ等が発生した想定のもと、本計画の適用を含めた訓練等を実施する。

7 計画の点検・見直し

業務継続計画は、その実効性を維持・向上させる観点から、策定後も継続的な見直しが必要である。そのため、新型インフルエンザ等に関する新たな知見の入手、本市対策の充実・強化、訓練等の課題を踏まえた見直しを実施する。

<参考1：危機管理室における職員用感染防護具の備蓄> ※流行期間を8週間と想定

【サージカルマスク】

| | |
|------------------|--------------|
| 危機管理室による 一括保管 | 入船倉庫（鶴見区）の保管 |
| | 市庁舎での保管 |
| 18区役所での保管 | 各区役所倉庫での保管 |

職員約27,000人×1枚／1日×56日分※+予備

【消毒用アルコール】

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| 危機管理室による 一括保管 | 民間倉庫（金沢区）の保管委託 ※危険物の取扱が可能な民間倉庫での保管 |
| | 市庁舎での保管 ※消防法に定める分量内での保管 |
| 18区役所での保管 | 各区役所倉庫での保管 ※消防法に定める分量内での保管 |

職員約27,000人(出勤率による変動有)×6ml(3mlを2回)／1日×56日分※

<参考2：職場における感染対策の例>

| 対 策 | 実施方法（具体例） |
|-----------------------|--|
| 業務・通勤方法の見直し | |
| 業務の絞込み | <ul style="list-style-type: none"> 不急の業務の一時縮小・休止 感染拡大リスクが高い業務の一時縮小・休止 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自転車・歩行等による出勤の推進 マスクの着用 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 不急の出張や会議の中止 対面による報告・打合せ等の制限 (電子メール・電話の利用、WEB会議の導入等) |
| 庁舎等への入場管理 | |
| インフルエンザ様症状を有する職員の出勤自粛 | <ul style="list-style-type: none"> 出勤前の体温測定の実施 発熱症状のある場合には、帰国者・接触者相談センター（海外発生期～市内発生早期）もしくは病院・診療所（市内感染期）に相談した上、その結果を連絡させ、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請 適宜、出勤時の問診又は体温測定の実施 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 発熱している来庁者の入場制限（発熱による入場制限は、通常であれば38度以上が目安と考えられる） 庁舎の入り口及びホームページに、入場制限をして |

| | | |
|---------------|----------------------|---|
| | | いる旨を掲示 |
| 来庁者へのマスク着用の促進 | | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じマスク着用を促す |
| 執務室内での感染防止 | | |
| 手洗い・手指消毒 | | <ul style="list-style-type: none"> 手洗い・手指消毒の励行 手指消毒用アルコールの設置 |
| | サージカルマスクの着用 | <ul style="list-style-type: none"> 感染予防としてマスクを着用（<参考1>） |
| | 使用済ティッシュペーパー、マスク等の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ふた付きの専用ゴミ箱の設置 |
| | 入場・接触の制限 | <ul style="list-style-type: none"> 職場、窓口等の入口や入場場所、入場人数を制限 通路の一方通行設定 職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 複数班による交替勤務制の導入 家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性のある職員の把握 |

<参考3：感染防止に必要な防護具の例>

| | 手 指 消 毒 | 手 洗 い | マ ス ク 不 織 ※布 1 | マ ス ク 医 療 用 ※ 2 | 手 袋 | ゴ ー グ ル | ガ ウ ン | キ ヤ ツ プ |
|---|------------------|-------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------|------------------|-------------|------------------|
| ①基本的な対策 | ◎ | | | | | | | |
| ②突発的な状況で、発熱や咳などの症状を有する人の2m以内に近づく可能性がある | ◎ | ○ | | | | | | |
| ③新型インフルエンザと診断された人、または、その家族など感染の可能性が否定できない人の2m以内に近づく可能性がある | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④新型インフルエンザに感染した人（疑い例も含む）の血液などの体液飛散の可能性がある | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

◎：使用する ○：状況に応じて使用する

※1 サージカルマスク

※2 N95マスク

横浜市業務継続計画(BCP)【新型インフルエンザ等編】

発行・編集：横浜市総務局危機管理室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10